

○学校法人聖マリアンナ医科大学男女共同参画キャリア支援センター

運営委員会内規(平成27年4月1日)

(目的)

第1条 この内規は、学校法人聖マリアンナ医科大学男女共同参画キャリア支援センター規程第7条に基づき、男女共同参画キャリア支援センター運営委員会（以下「委員会」という。）の構成及び運営等について必要な事項を定めることを目的とする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 男女共同参画の推進に係る方策の実施に関する事
- (2) 男女共同参画の現状分析、評価及び改善に関する事
- (3) 男女共同参画の推進に係る広報及び啓発活動に関する事
- (4) その他センター長からの諮問事項に関する事

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。ただし、その構成は性別を考慮するものとする。

- (1) 副センター長
- (2) センター顧問
- (3) 医学部長が推薦する者
- (4) 研究科長が推薦する者
- (5) 各附属病院長等が推薦する者 各1人
- (6) 看護専門学校長が推薦する者
- (7) ナースサポートセンター長
- (8) 総務部長
- (9) 人事部長
- (10) 教学部長
- (11) その他委員長が必要と認めた者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、センター長が指名する者をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長は、副委員長を指名する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長の職務を代理し、又はその職務を行う。

(任期)

第5条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員以外の出席)

第6条 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(部会)

第7条 委員会は、所掌事項に係る専門的事項を調査及び審議するため、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会の設置に関しては、委員会の議を経て決定する。
- 3 部会に部会長を置き、委員会の委員をもって充てる。
- 4 部会は、委員会の承認を得て、部会長が指名する者をもって構成する。
- 5 部会長は、部会を掌理し、部会における調査及び審議の経過並びに結果を委員会に報告する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、人事部人事課が担当する。

(雑則)

第9条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て、学長が定めるものとする。

附 則

- 1 この内規は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この委員会設置時の委員の任期は、第5条の規定に関わらず、平成29年3月31日までとする。